山形県立保健医療大学キャリアセンター要綱

平成28年５月16日　制定
令和７年３月11日　改正

（設置）
第１条　山形県立保健医療大学（以下「本学」という。）に、キャリアセンター（以下「センター」という。）を置く。
（目的）
第２条　センターは本学学生及び卒業生（以下「学生等」という。）の就職を円滑に推進するため、就職支援を行うことを目的とする。
（業務内容）
第３条　センターは、学生等の就職支援に関する次の業務を行う。
(1) 就職に関する情報の収集・提供に関すること
(2) 地域定着推進に係る関係機関との連携に関すること
(3) 学生等の地域定着推進に係る取組みを総括・評価すること
(4) その他前条の目的を達成するために必要なこと
（組織）
第４条　前条に規定する業務を行うために、次の職員を置く。
(1) センター長
(2) 副センター長
(3) その他必要な職員
２　センター長は、学生支援委員会の委員の中から理事長が指名する。
３　副センター長は、教務学生課長とする。
４　第１項第３号の職員は、センター長が各学科教員及び事務局職員から選任する。
（任期）
第５条　前条第１項の職員の任期は、２年とし、再任を妨げない。
２　欠員により補充した職員の任期は、前任者の残任期間とする。
（職務）
第６条　センター長は、センターの業務を掌理する。
２　副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代理する。
（事務）
第７条　センターに関する事務は、教務学生課において処理する。
（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成28年５月16日から施行し、平成28年４月１日から適用する。
附　則
この要綱は、令和７年３月11日から施行する。